

該年度の決算書類及び事業報告について理事会承認を経て代議員会（社員総会）の承認を得なければならないことが規定されている。

当会では従来同様に、次年度の事業計画と予算を上程する3月の代議員会の後に6月に決算のための代議員会を開催しているが、3ヵ月足らずでは議論すべき議題も品薄の感が否めない。6月から翌年3月まで代議員会が開かれず問題が生じた場合には対応が難しい。

日本医師会においても同様で、特に2年に1度行われる役員改選の年には6月に選挙が行われるため日本医師会の会内委員会は4月から半年近く全く開催されず、休眠状態となる。

官公庁や他団体の委員となっている先生方は、その任期が以前から慣例で4月末か5月末が多く6月

に改選される場合、新年度の役員として任命されないため委員会が2～3ヵ月空白になってしまう。

今回の公益法人改革では理事会の権限が拡大されたので軽微な方針転換については代議員会を開催しなくても理事会の承認で済むという利点があるが、全体を見ると4月から新年度が始まる以前の制度とは時期が合わず、数ヵ月から半年近く機能不全に陥っている事実がある。

このような状況を長年に渡って続けるのはかなりの損失であり、法の一部改正が望まれるが、当会としても良い方法を考えなければならないと思っている。

妙案のある方はぜひ御提言していただきたいと思えます。

お知らせ

病院または老人保健施設等を開設する医療法人の 運営管理指導要綱の改正について

-医療法人の遊休資産が「特別な事情」があれば賃貸可能となります-

◇医業経営・福利厚生部◇

医療法人の資産は、医療法第41条の規定により、その業務を行うに必要な資産を有しなければならないこととされており、その資産管理の留意事項は「医療法人の運営管理指導要綱」に示されております。

今般、「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、医療法人の遊休資産の活用に関して通知の一部が改正され、長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産または処分することが困難な資産については、事業として行われていないと判断される程度において、賃貸することも差し支えないとされました。

ただし、「医療法人の社会的信用を傷つける恐れがないこと」、「開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げる恐れがないこと」とされており、ご留意願います。

また、遊休資産の賃貸による収入は損益計算書においては事業外収益として計上されるので、都道府県に対しては適宜確認し、必要に応じ指導するよう要請しております。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

記

○ 厚生労働省 医療法人・医業経営ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000086458.pdf>